三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県安芸市奈比賀字東荒谷六五〇の一七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡安田町小川字ミナミタニ五七七の二、字ギンロクダニ五七八の一、五七九の三、字クロハザ五九三の五、字クマノウチ八五三の一九、字ナカウ子九二七の七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき八八、四一〇円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
二　異性化糖軽減額　零円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七〇、二五四円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、六一一円）
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一六六、九五七円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、三六七円）
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二七、四八六円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一四七、五七九円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき八九、一四〇円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	○・九一〇	一キログラムにつき一九六円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・二二三	一キログラムにつき九円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二一	一キログラムにつき二九円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	五・七七一	一キログラムにつき四六円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	四・九八〇	一キログラムにつき四〇円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二六三	一キログラムにつき三四一円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	○・八三二	一キログラムにつき一六円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	○・七八一	一キログラムにつき一五円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	○・八〇〇	一キログラムにつき六四円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき二二四円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき一三九円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき一一一円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	一二・二三九	一キログラムにつき九八八円